

## 1 代襲相続

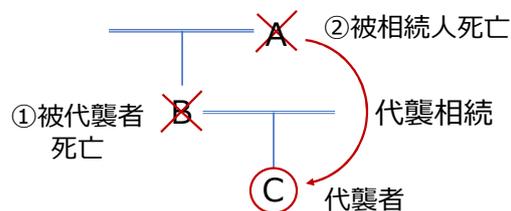
### (1) 代襲相続(887条2項、889条2項)

- ・相続の開始以前に、相続人となるべき子・兄弟姉妹が死亡し、または欠格事由があり、もしくは廃除されたため相続権を失ったとき、その者の直系卑属(代襲者)がその者に代わって相続人となること

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

② 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③ 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。



### (2) 趣旨

- ・相続開始以前に相続人が相続権を失った場合に、その相続人の直系卑属の期待利益を保護する

### (3) 代襲原因

#### ① 相続開始以前の死亡

- ・同時死亡も含む（「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき」）

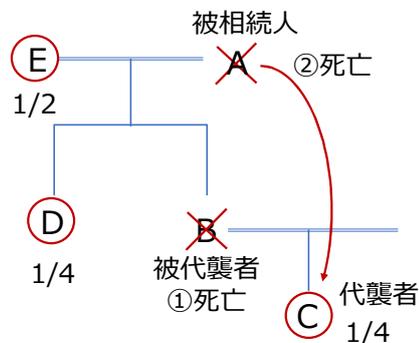
#### ② 欠格

#### ③ 廃除

※ 相続放棄は代襲原因ではない!

### (4) 効果

- ・代襲者が被代襲者と同一順位で、被代襲者の相続分を受ける

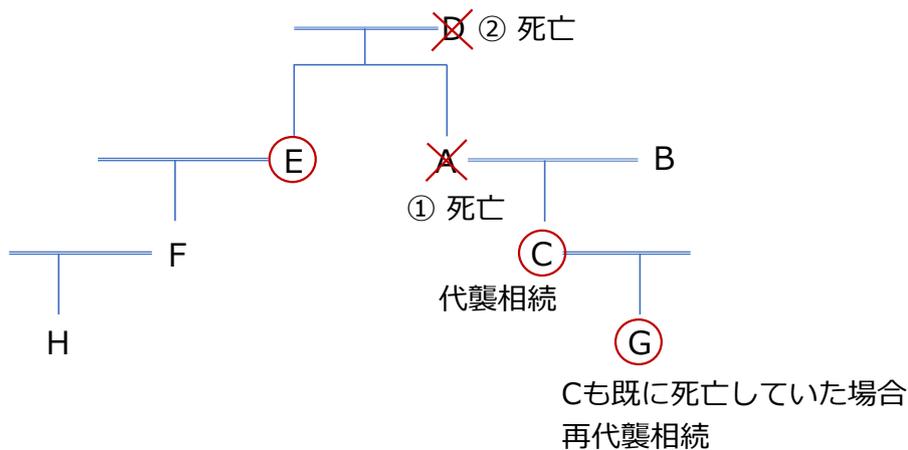


## 2 代襲相続人

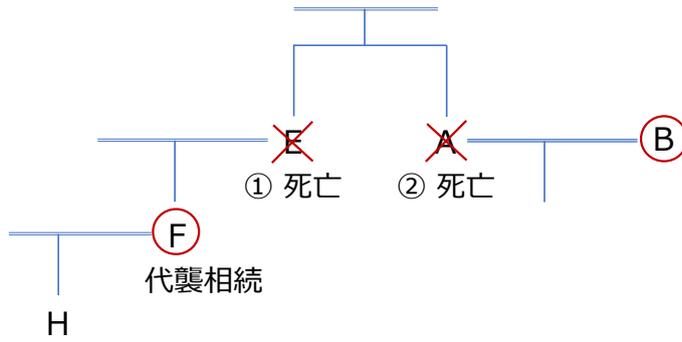
- ① 被代襲者：被相続人の子および兄弟姉妹に限られる(887条2項、889条2項)
  - ※ 直系尊属や配偶者には代襲相続は認められない
- ② 代襲者が、被代襲者の直系卑属であることが必要
  - ・ 被相続人の子の子(孫)(代襲相続、887条2項)
  - ・ 被相続人の子の子の子(ひ孫)(再代襲相続、887条3項)
  - ・ 相続人の兄弟姉妹の子(代襲相続、889条2項)
  - ※ 相続人の兄弟姉妹の子の子は代襲相続せず(再代襲せず)
  - ∵ 889条2項は、887条2項のみ準用し887条3項を準用していない
- ③ 相続人が子の場合、代襲相続人が被相続人の直系卑属であること (887条2項ただし書)

## 3 代襲相続の範囲

《Dの財産について》



《Aの財産について》



H  
Fが先に死亡していても  
代襲相続できない

---